

公印省略

1 教総第 1 2 0 1 号

1 教教第 1 3 9 5 号

令和元年 1 1 月 2 6 日

本 庁 各 課 長
各 出 先 機 関 の 長 殿

福岡県教育委員会教育長

薬物乱用をはじめとする不祥事防止に係る職員面談及び所属研修 の実施について（通知）

県教育委員会では、これまで様々な取組を通して不祥事の防止に努めてきましたが、令和元年 1 1 月 1 5 日、中学校教諭が覚醒剤所持容疑で逮捕されるという事態が発生したことは極めて遺憾であり、憂慮すべき状況であると認識しています。

また、薬物乱用をはじめ、飲酒運転やわいせつ行為、ハラスメント行為等の不祥事全般について、職員一人ひとりが正確な知識に基づいて理解を深めるとともに、当事者意識を持って自ら考えることで、公務員としての責任や信用失墜行為の禁止、法令遵守義務などの公務員倫理の根本について改めて確実に認識し、不祥事を二度と発生させないことが重要です。

については、下記のとおり各所属において職員面談及び研修を速やかに実施してください。

記

1 対象者

本面談及び研修は、所属に勤務する全職員に対して実施するものとし、非常勤職員等についてもできる限り対象としてください。

2 職員面談

(1) 内容

別紙 1「薬物乱用をはじめとする不祥事の防止に向けた職員面談の実施について」に基づき、所属長による職員一人ひとりとの面談を緊急に実施してください。

その際、「薬物乱用防止対策の手引き」（資料 1）を配布し、違法薬物の使用・所持は重大な法令違反であり、本人の心身をむしばみ社会にも大きな害悪をもたらすことを確認するとともに、公務員としての法令遵守や倫理意識について再認識させてください。

また、「教職員のためのメンタルヘルス相談事業」（資料 2）を配布し、必要があれば各種相談窓口を活用するよう呼びかけてください。

(2) 実施時期

令和 2 年 1 月末までに全職員との面談を終えてください。

なお、学校の教育職員においては、業績評価に関する自己評価の最終面談の実施時期であることから、自己評価の最終面談に併せて本面談を実施することは差し支えありません。ただし、職員がそれぞれの面談を識別できるよう、明確に区切って実施してください。

3 所属研修

(1) 内容

ア 必須研修

別紙2「薬物乱用を中心とした不祥事の防止に向けた所属研修（標準例）」を参考として実施してください。

イ 選択研修

以下の内容についても各所属における課題や職員のニーズ等を踏まえ、所属長の判断で適宜追加してください。

(ア) 飲酒運転やわいせつ行為、ハラスメント行為その他の不祥事防止について

(イ) 公務員倫理

(ウ) 明るく風通しのよい職場づくり

(エ) その他不祥事の防止に資する研修

(2) 実施時期

令和2年1月末までに実施してください。

なお、別紙2の「2 研修内容」に記載の研修Ⅰ（DVDの視聴）と研修Ⅱ（所属長による講義）は、必ずしも同日に実施する必要はなく、また、複数回に分けて実施することも可とします。

4 報告について

「2 職員面談」及び「3 所属研修」について、別紙3「所属長による職員面談の実施結果及び所属研修の実施結果」により、県立学校にあつては教職員課福利・職員係、本庁各課及び県立学校以外の出先機関にあつては総務企画課人事係へ、令和2年2月5日（水）までに報告してください（FAX可）。

5 今後の不祥事防止に係る研修について

不祥事防止に係る研修は、各所属において継続的に実施してください。実施に当たっては、別紙4「不祥事防止に係る研修実施に当たっての留意事項」を参照の上、各所属の課題や職員のニーズ等を踏まえて適切に実施してください。

【問い合わせ先】

総務企画課人事係	TEL：092-643-3858
教職員課福利・職員係	TEL：092-643-3891

公印省略

1 教教第 1 3 9 5 号
令和元年 1 1 月 2 6 日

各市町村（中学校組合）教育委員会教育長 殿
（指定都市を除く。）

福岡県教育委員会教育長

**薬物乱用をはじめとする不祥事防止に係る職員面談及び所属研修
の実施について（通知）**

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、お知らせします。

貴教育委員会におかれましては、これまで様々な取組を通して不祥事の防止に努められてきたことと存じますが、令和元年 1 1 月 1 5 日、中学校教諭が覚醒剤所持容疑で逮捕されるという事態が発生したことは極めて遺憾であり、憂慮すべき状況であります。

薬物乱用をはじめとする不祥事の再発を防止し、公教育に対する県民の信頼を一刻も早く回復することは、本県公教育に携わる者にとって喫緊の課題であり、市町村（中学校組合）立学校の教職員についても、県立学校と同様、徹底した取組を推進する必要があります。

つきましては、貴管下各学校におきましても、別添本庁各課長、各出先機関の長宛て通知文書と同様の職員面談及び所属研修を実施し、貴管内の県費負担教職員が、正確な知識に基づいて薬物乱用をはじめとする不祥事問題に対する理解を深めるとともに、当事者意識を持って自ら考えることで、公務員としての責任や信用失墜行為の禁止、法令遵守義務などの公務員倫理の根本について改めて確実に認識し、不祥事を二度と発生させないよう、指導の徹底を図っていただくようお願いします。

また、貴管下各学校長に対しましては、各教育委員会において期日を指定し、上記に倣い教育長による面談を実施していただくよう併せてお願いします。

なお、管下各学校における職員面談及び所属研修の実施結果につきましては、別紙 3 - 1
1 「所属長による職員面談の実施結果及び所属研修の実施結果」、教育長による校長面談の実施結果につきましては、別紙 3 - 2 「教育長による校長面談の実施結果」により令和 2 年 2 月 5 日（水）までに管轄の教育事務所に提出してください（FAX 可）。

【問い合わせ先】

教職員課福利・職員係

TEL：092-643-3891

FAX：092-643-3896

薬物乱用をはじめとする不祥事の防止に向けた職員面談の実施について

1 実施方法等

必ず所属長が全職員一人ひとりと個別に直接面談を行うものとし、薬物乱用の防止に加えて、わいせつ行為やハラスメント行為、飲酒運転等、不祥事全般に関する防止対策について語りかけを行うとともに、日常業務や私生活上の悩み、困りごとの相談にも応じ、適宜、助言等を行うこと。

特に、薬物を乱用すると、身体や行動に以下のような変化が現れるとされているので、しっかりと観察すること。

- ・ 食欲がなくなるために体は痩せ、顔色が悪くなり、目だけがぎらぎら光る
- ・ 気分の変化が激しくなり、怒りっぽくなったり、変に気を回したり、突然乱暴するようになったりする
- ・ 行動や言語に一貫性がなくなる
- ・ 態度に落ち着きがなくなり、時にはぼんやりしたり、まとまったことが出来ずに何もしなくなる
- ・ 家族の目、周囲の目から逃れようと、交流を避けたり、人に寄り付かなくなるなど

2 実施時期

遅くとも令和2年1月末までに実施すること。

なお、学校においては、業績評価に関する自己評価の最終面談の実施時期であることから、自己評価の最終面談に併せて本面談を実施することは差し支えない。ただし、職員がそれぞれの面談を識別できるよう、明確に区切って実施すること。

3 面談の内容

(1) 「薬物乱用防止対策の手引き（平成26年5月、福岡県教育委員会）」（資料1）を職員に配布の上、同手引きに基づき、以下の点について説明し、認識させてください。

- ① 薬物の乱用とはどういうことか。
- ② 薬物乱用がどういう悪影響を及ぼすのか。
- ③ 薬物乱用、特に違法薬物の使用等が重大な法令違反であること。
- ④ 薬物乱用の背景について。

(2) 次の事項について問いかけ、職員に考えさせてください。

ア 覚醒剤や「危険ドラッグ」等と称する薬物などに関心がありますか。

先ほども述べたように、ちょっとした好奇心から、インターネット等を通じて簡単に違法薬物の購入ができてしまいます。

違法薬物に、万が一触れてみたいと思うようなことがあれば、そうした思いにとらわれ続けられないよう、誰かと話す、趣味に没頭するなど、気持ちを切り替えるよう、呼びかけてください。薬物に頼らずとも人生に楽しいことや生き甲斐を感じられることはあるはずです。

イ 飲酒運転やわいせつ行為、ハラスメント行為等の不祥事を起こせば、どのような処分となるか考えたことはありますか。

過去の懲戒処分等（「綱紀の厳正な保持について」の通達等を参照）を例示し、どのような非違行為が行われ、どのような懲戒処分が行われたのかを確認させてください。

また、不祥事は公教育に対する県民の信用を失墜させると同時に、職員にとってかけがえのない人やものを失わせることにもなることを語りかけ、理解させてください。

ウ あなたにとって、かけがえのない人やものは何ですか。

「この人だけは絶対に悲しませたくない」「この人の前では悪いことはできない」というような人、「絶対失いたくない」もの、「この場所では絶対に悪いことはできない」場所などを考えさせてください。

薬物乱用防止のみならず法令遵守のため、常にそういう人やものを心にとどめておくよう呼びかけてください。

エ 不満やストレスをため込んでいませんか。そういったものを上手に解消できていますか。

○ 自分の感情と上手につきあえているか考えさせてください。

- ・ 困ったことがあるのに、毎日楽しいと言ってみたり、落ち込んでいるのに、落ち着かない気分だけどたいしたことはないように振る舞ったりしている場合には、その職員は自分の感情とうまく付き合えていない恐れがあります。
- ・ 例えば、職員が怒りをよくないことだと考えているとしたら、怒りを否認したり抑え込んだりしているかも知れません。抑え込んでたまった怒りが薬物乱用の内的な要因となった人は少なくないとのことです。
- ・ 困りごとがあれば、次のオのとおり、自分（所属長）やほかの上司に相談するように伝えてください。

○ 職員自身の感情が、自分自身や周りの人に与えている影響について考えさせてください。（あなたの感情が職場や周りの環境に悪影響を与えていませんか。）

- ・ 自分の感情を抑圧することは良くありませんが、自分の感情のままに行動することも社会人としては問題です。
- ・ 自分自身の感情が職場や周りの環境に悪影響を与えていると感じていると答えた場合（又は上司からそう見える場合）、何か違うことをしてみる、リラックスできる活動をする等、ストレスや不満の上手な解消方法を考えるようアドバイスをしてください。

オ 今現在、悩みごとはありますか。自分を含めた上司や同僚、家族・友人に相談はできていますか。

- 悩みごとがあれば、真摯に聴き、必要に応じて助言等を行ってください。また、職場で対応が必要な相談内容であれば、適切な対応を行ってください。
- 薬物に手を出す人の特徴として、「寂しがり屋」という点があるそうです。「一人ぼっちになってしまった。」「自分のことを誰にもわかってもらえない。」「誰も自分のことを必要としていない。」というような気持ちから薬物に手を出してしまう人も多いようです。
- 業務上のことに限らず、自分やほかの上司に何でも相談するように伝えてください。また、人間関係を含めた職場環境のために上司に相談しづらいとのことであれば、その環境改善を行ってください。
なお、悩みごとを抱えている職員に対しては、ほかの監督者とも連携し、目配りに意を尽くすようにしてください。

カ 最後に、「教職員のためのメンタルヘルス相談事業」（資料２）を配布の上、各種の相談窓口が設置されていることを説明し、積極的に活用するよう呼びかけてください。

4 報告

別紙３により、令和２年２月５日（水）までに報告すること。

※ 面談の実施に当たっては、職員の気持ちを動揺させる場合もありますが、そうした場合にあっても、必要以上に個人のプライバシーに踏み込んだり、精神的に追い込むことのないよう、十分配慮してください。

なお、面談の実施中に、「１ 実施方法等」に記載している身体や行動の変化等、気になる点や疑義等が生じた場合には、速やかに別紙３の提出先まで連絡すること。

薬物乱用防止対策の手引き

平成 26 年 5 月

福岡県教育委員会



1 薬物の乱用とはどういうことか説明してください。

本来は、病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することを「薬物乱用」といいます。

たとえば、不眠症でないのに酔酩感を味わうために睡眠薬を飲んだり、シンナーや覚醒剤等の違法薬物を遊びや快楽を得るために使用することです。

このような目的で使用した場合、たとえ1回使用しただけでも、薬物乱用に当たります。

また、医療スタッフによれば、1回だけの乱用で依存症になってしまったケースも少なくないそうです。

【主な薬物の種類と害】

- **覚醒剤** 別名 S（エス）、スピード、アイス、シャブ、ヤーバー
神経を興奮させる作用があり、依存性が強く、乱用により「誰かが自分を殺しにくる」といった幻覚や妄想が現れ、発作的に殺人に至る場合もある。乱用をやめても長期間にわたり再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると急性中毒で死に至る場合がある。
- **大麻（マリファナ）** 別名 ハッパ、グラス、チョコ、クサ、ジョイント
使用すると感覚が過敏になり、感情が不安定、興奮状態や幻覚や妄想が現れ、恐慌状態（パニック）を引き起こす場合がある。乱用により学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こすだけでなく、不妊や流産、染色体異常の原因となるという報告もある。
- **あへん系麻薬（ヘロインなど）**
ヘロインには神経を抑制する作用があり、依存性が強く、数時間ごとに使用しないと、全身の筋肉の激痛、嘔吐、失神などの症状が出現する。大量に摂取すると呼吸困難、昏睡を来し死に至る場合がある。あへんの慢性中毒では脱力感・倦怠感が生じ、精神錯乱を伴う衰弱状態に至る。
- **コカイン**
覚醒剤と同様に神経を興奮させる作用があり、幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身けいれんや呼吸困難により死に至る場合がある。
- **MDMA・MDA** 別名 エクスタシー、バツ、タマ、（ラブドラック）
視覚や聴覚を変化させる作用があり、幻覚が現れることがある。不安や不眠も来す。依存性が強く、乱用により錯乱状態や記憶障害を起こすことがあり、大量に摂取すると高体温で死に至る場合がある。

● **違法ドラッグ**

意識障害や嘔吐、けいれん、錯乱などが起こるおそれがあり、麻薬や覚醒剤と同様の危険性が指摘されている。

● **有機溶剤（シンナーなど） 別名 アンパン**

神経を抑制する作用があり、乱用により集中力判断力の低下、無気力、幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると呼吸困難で死に至る場合がある。

※ 薬物についての詳細を問われた場合は、保健医療介護部薬務課麻薬係や各保健福祉（環境）事務所に問い合わせるよう伝えてください。

2 薬物乱用がどういう悪影響を及ぼすのか説明してください。

医薬品の医療目的以外での使用や、「合法ハーブ」等と称する薬物（いわゆる違法ドラッグ）をはじめとする覚醒剤や麻薬・大麻などの違法薬物の不正使用＝薬物乱用は、あなたの健康、あなたの周りの家族や社会に計り知れない害悪をもたらします。

害悪の具体的な内容についても説明してください。

ア 脳が侵されて、心も身体も壊れてしまうこと。

イ 自分の意志では止められないこと。

一回だけなら大丈夫と思っても、また使いたくなって繰り返し使わずにいられなくなり（依存性）、使用を繰り返すうちにそれまでの量では効き目が薄れる（耐性）ようになり、次第に薬の使用量と使用回数が増え、自分の意志では止められない状態に陥ります。

ウ 家族や友達も苦しめ、失うこと。

薬物におぼれ、人間関係が破壊され、家族、恋人、友人を失い、社会から孤立してしまいます。

エ 凶悪な事件を引き起こすおそれがあること。

- ・ 幻覚、妄想が現れ、さらに殺人などの重大な犯罪を引き起こすおそれがあります。
- ・ 薬物を入手するための金欲しさに、恐喝事件や窃盗事件などを引き起こすおそれがあります。

3 薬物乱用は全てダメです。その中でも、特に違法薬物の使用等が重大な法令違反であることを認識させてください。

薬物乱用は、2のとおり大変危険なものであり、種類を問わず決して行ってはいけません。その中でも違法薬物の使用等は重大な法令違反です。ほとんどの違法薬物について、使用等に対する法定刑は懲役刑しかありません。これは、違法薬物の使用等がそれだけ**重大な法令違反**であるということです。

なお、執行猶予付きであっても懲役刑の有罪判決を受けると、地方公務員法第16条に規定された欠格条項に該当し、**失職**してしまいます（通常はその前に**懲戒免職**）。

2で説明したとおり、薬物乱用はとても恐ろしいものです。乱用した者の健康を奪うだけでなく、家族や友人を苦しめ失い、社会に大きな害悪を及ぼすものです。

このように恐ろしいものであることから、違法薬物の所持や使用等が**極めて重大な法令違反**であることを認識させてください。

1回だけの出来心だったなどの言い訳は一切通らないのです。

※ 地方公務員法参考条文（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 （略）

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三～五 （略）

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 （略）

4 薬物乱用の背景について説明してください。

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。

県で覚醒剤を使用した職員も、インターネットで入手できることを知り、好奇心から、つい手を出してしまったと言っています。

各職員が他人事とは考えず、自分自身が常にそうした誘惑の危険にさらされていることを認識させてください。

併せて、薬物の乱用が、県を挙げて取り組んでいる薬物乱用防止運動はもとより暴力団排除、さらには県行政運営全般に著しい悪影響を与えるものであることを再認識するよう促してください。

ア 薬物乱用の恐ろしさを十分に知らないこと。

特に「合法ハーブ」等と称する薬物（違法ドラッグ）は「合法」であるから「安全」であるという誤解を招きやすく、実際は覚醒剤や大麻と同様の健康被害のおそれがあることを知らないためです。

イ 薬物は精神依存性が強いため、ひとたび乱用を始めると自分の意志ではなかなか止められなくなってしまうこと。

ウ 違法薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉たくみに勧め、大量に供給していること。

※ 参考文献

- ・ 「薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします！」（厚生労働省・都道府県HP）
- ・ 「薬物の種類と害悪」（内閣府HP）
- ・ 「麻薬・覚醒剤行政の概況 2012年10月」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）
- ・ 「薬物・アルコール依存症からの回復支援ワークブック」（金剛出版）

（注）令和元年度現在、「違法ドラッグ」は「危険ドラッグ」に変更されています。

教職員のためのメンタルヘルス相談事業

県教育委員会、公立学校共済組合及び県教職員互助会では、教職員の精神保健の向上と教育の円滑な推進を図るため、次のような相談事業を実施しています。

■こころの健康相談 心療内科医・精神科医・臨床心理士等による専門的なカウンセリング

相談内容 メンタルヘルス全般

相談方法 電話・面談 ※面談は要予約。 ※利用の際は「こころの健康相談」と申し出ること。

※九州中央病院、小倉蒲生病院は面談のみ。

※所定の回数までは無料（詳細は各医療機関にお問い合わせください）。

	【福岡地区】	【北九州地区】
相談場所	九州中央病院	小倉蒲生病院
相談時間	月～金曜日 9:00～17:00	月～金曜日 13:00～16:00
電話番号	092-541-4936	093-961-3238（小倉蒲生病院代表）
住 所	福岡市南区塩原 3-23-1	北九州市小倉南区蒲生 5-5-1
	【筑豊地区】	【筑後地区】
相談場所	心のクリニック・飯塚	のぞえ総合心療病院
相談日	火曜日	月・金曜日
受付時間	15:00～17:30	13:30～17:00
電話番号	0948-24-1515	0942-22-5311
住 所	飯塚市菰田西 2-5-34	久留米市藤山町 1730

■教職員カウンセリング室

退職教員等によるカウンセリング

相談内容 教育経験者による教科指導、生徒指導等の職務に関する悩み等

相談方法 電話 ※面談希望の場合、要電話確認

相談日 日～土曜日

（県教育センターは土日・祝日を除く）

相談時間 9:00～17:30

（県教育センターは 17:00 まで）

相談場所	電話番号
県教育センター	092-947-2083
福岡地区カウンセリング室	092-651-6006
北九州地区カウンセリング室	0949-24-9595
北筑後地区カウンセリング室	0942-30-2919
南筑後地区カウンセリング室	0942-53-4934
筑豊地区カウンセリング室	0948-21-3434
京築地区カウンセリング室	0979-82-3000

※どの場所でも自由に御利用いただけます。

■Web 相談（こころの相談）

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために臨床心理士が Web 上で 24 時間相談を受け付ける。

相談内容 メンタルヘルス

相談方法 Web上

URL <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

※概ね 3 日以内を目処に個別に回答されます。

■教職員カウンセリングサービス

（県教職員互助会に事業委託）

臨床心理士と教育経験者とのチームによる
カウンセリング

相談内容 メンタルヘルス全般

相談方法 電話・面談

相談場所 都久志会館

相談日 土・日曜日

受付時間 11:00～16:00

電話番号 0120-556-804（フリーダイヤル）

住 所 福岡市中央区天神 4-8-10

■電話・面談メンタルヘルス相談

臨床心理士がカウンセリングを行う。

相談方法 電話相談（1回20分程度）

面談（1回50分程度。5回まで無料）

受付時間 電話相談：月～土 10:00～22:00

面談予約：月～土 10:00～20:00

※いずれも祝日・年末年始を除く

電話番号 0120-783-269

■教職員電話健康相談 24

健康全般に関する24時間年中無休の相談

相談内容 メンタルヘルス、その他の健康・医療全般

相談方法 電話相談（1回20分程度）

電話番号 0120-24-8349

※支部名と氏名（匿名可）を伝えること。

薬物乱用を中心とした不祥事の防止に向けた所属研修（標準例）

1 目的

違法薬物は本人の心身をむしばむだけでなく、社会にも害悪をもたらすものであり、これを使用・所持する行為は重大な法令違反である。そのため、職員一人ひとりが違法薬物や薬物乱用に関して正確な知識に基づいて理解を深めるとともに、当事者意識を持って自ら考えることで、公務員としての責任や法令遵守義務について改めて認識するよう、所属職員への指導の徹底を図る。

2 研修内容

研修Ⅰ

DVDの視聴（解説編 18分、ドラマ編 24分）

使用教材：「福岡県薬物乱用防止啓発用DVD（改訂版）」

（平成31年3月8日30薬第3757号ー2通知により各県立学校へ、平成31年2月25日30薬第3757号通知により各市町村教育委員会へ配布されています。また、ふくおかインターネットTVからも再生可能です。）

<http://webtv.pref.fukuoka.lg.jp/ja/movies/detail/2206>

研修Ⅱ

所属長による講義（15分程度）

所属研修に先立って実施した所属長対象の研修会の内容を参考に、管理職が講師となって講義を行い、違法薬物や薬物乱用に関する知識を習得させると同時に、薬物乱用は絶対に行ってはならないという意識を改めて職員に徹底させること。

（1）講義内容

- ア 違法薬物の種類
- イ 薬物乱用による心身への影響
- ウ 薬物が社会に及ぼす影響
- エ 法令による罰則規定 等

（2）研修資料（例）

ア 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動パンフレット（一般啓発用）」（令和元年度）

（厚生労働省作成資料。厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

イ リーフレット「心と体を破壊するドラッグ」（一般向け）

（福岡県薬物乱用対策推進本部作成資料。福岡県薬物乱用防止啓発サイトからダウンロード可能です。）

<https://www.no-drugs-fukuoka.jp/data/>

年 月 日

総務企画課又は教職員課 宛て (※かがみ文書は不要です。)

所属名 _____

所属長による職員面談の実施結果及び所属研修の実施結果

<面談実施結果>

実施完了期日	職員数	面談した職員数	未実施職員数	未実施の理由 (対応方法)
				(記入例) 病気休職中 現在入院中で本人に面 会できないため、面会 が可能となった後に実 施予定。

<研修実施結果>

実施期日	講師 (氏名・職等)	不参加者がいる場合	
		不参加職員数	不参加の理由と対応
			(記入例) 出張〇名 〇月〇日個別研修 実施済

※ この様式は、令和2年2月5日(水)までに県立学校にあっては教職員課福利・職員係、本庁各課及び県立学校以外の出先機関にあっては総務企画課人事係まで提出すること(FAX可)。

なお、提出は所属単位で行うこと。(全日制、定時制、事務室、分校を別葉としないこと。)



年 月 日

所属名 _____

所属長による職員面談の実施結果及び所属研修の実施結果

<面談実施結果>

実施完了期日	職員数	面談した職員数	未実施職員数	未実施の理由 (対応方法)
				(記入例) 病気休職中 現在入院中で本人に面 会できないため、面会 が可能となった後に実 施予定。

<研修実施結果>

実施期日	講師 (氏名・職等)	不参加者がいる場合	
		不参加職員数	不参加の理由と対応
			(記入例) 出張〇名 〇月〇日個別研修 実施済

※ この様式は、市町村（中学校組合）教育委員会で取りまとめの上、令和2年2月5日（水）までに、管轄の教育事務所まで提出すること（FAX可）。

(市町村)

別紙3-2

年 月 日

教育委員会名 _____

教育長による校長面談の実施結果

<校長面談実施結果>

実施完了期日	校長数	面談した校長数	未実施校長数	未実施の理由 (対応方法)

※ この様式は、令和2年2月5日（水）までに、管轄の教育事務所まで提出すること（FAX可）。

不祥事防止に係る研修実施に当たっての留意事項

1 企画立案

所属長が中心となり、各所属の課題や職員のニーズに応じて、以下の2～4に示す形態、テーマ、手法を組み合わせる研修を企画・立案すること。また、あらかじめ年間の研修計画を作成し、当該計画に基づいて実施すること。

なお、業務に支障が生じないように、より効率的、効果的に実施するよう留意すること。

2 形態

職場全体での研修に加え、少人数のグループ単位での研修を取り入れること。

(1) 職場全体での研修

原則として所属の全職員が参加して行い、所属における取組等の共通理解や不祥事防止に向けた意識の統一を図ること。

(2) 少人数のグループ単位での研修

職場全体の研修に併せて、係（班）や所属学年単位など、少人数のグループでの研修を実施すること。実施にあたっては次の点に留意すること。

- ① 少人数であることの利点を生かし、グループ内の職員が交代で講師や進行役（ファシリテーター）となるなど、一人ひとりが当事者意識を持って真剣に研修に取り組めるよう工夫すること。
- ② リラックスした雰囲気づくりに配慮し、自由で活発な意見交換が行われるようにすること。
- ③ 職務上の悩みなども併せて話し合えるようにすること。

3 テーマ

以下(1)～(4)から所属の課題等に応じて選択し実施すること。

(1) 類型ごとの不祥事防止対策

飲酒運転、わいせつ行為、ハラスメント行為等不祥事の類型ごとに、該当となる行為や法令の規定などの知識を習得するとともに、当事者意識を持って考えることで意識の変容や問題対応能力の向上を図り、さらには不祥事の類型ごとの具体的な防止対策の検討を行うもの。

なお、特定の類型に偏ることのないよう留意し、できるだけ多くの類型について研修を行うこと。

<不祥事の類型>

- | | |
|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 交通事故（飲酒運転を含む。） | <input type="checkbox"/> わいせつ行為 |
| <input type="checkbox"/> 薬物乱用 | <input type="checkbox"/> ハラスメント行為 |
| <input type="checkbox"/> 公金等の不正処理 | <input type="checkbox"/> 体罰 |
| <input type="checkbox"/> 個人情報の漏えい 等 | |

(2) **職場のメンタルヘルス**

職務上のストレスが不祥事の原因となる事例も多いことから、悩みを気軽に相談できる、明るく風通しの良い職場づくりに向けた方策を検討するもの。

(3) **公務員倫理**

公務員としてのサービスの根本原則や求められる倫理観等について学習するもの。

(4) **その他不祥事防止に資するテーマ**

その他所属長が不祥事の防止に資すると考えるもの。

4 手 法

(1) **講義**

管理職や外部専門家等が講師となって実施すること。

研修効果を高めるため、職員自身が研修会ごとに交代で講師を務める方法も検討すること。

(2) **映像資料の視聴**

(3) **参加型の研修**

① **事例研究**

ア 概要・特徴

具体的な事例を基に議論を行い、問題点の究明や解決策の検討を行う。当事者意識を持った研修ができること、実際の場面に遭遇した際の問題解決能力を培うことができることが特徴である。

イ 進め方

- i) 平成26年3月に配布した「不祥事防止研修資料」のワークシートを使用し、事例を提示する。
- ii) 個人でワークシートの解答を作成する。
- iii) グループでの討議を行い、意見を集約する。
- iv) 各グループの討議内容を発表する。
- v) 全体のまとめを行う。

② **ロールプレイング**

ア 概要・特徴

研修のテーマに応じ、現実に近い場面を設定し、特定の役割を演じる模擬体験を行うもの。役割演技をする中で自己を再発見したり、日常生活では分からなかった課題解決のための気づきを得ることができる。また、不祥事が発生しやすい場面を設定することで、問題対応能力の向上を図ることができる。

イ 進め方

- i) ロールプレイングの意義や方法について説明する。
- ii) 設定した場面を説明し、役割（演技者・観察者等）を決定する。
- iii) 役割演技を実施する。
- iv) 演技者、観察者の感想の発表、指導者の講評を行う。
- v) 役割を交換して再演技を行いさらに学習を深める。

③ ブレイン・ストーミング

ア 概要・特徴

代表的な発散思考法の一つであり、参加者が固定観念を排し、自由な発想で多くのアイデアを出しあうことで、創造的なアイデアを生み出すことができる。①に記載した事例研究などで利用できる。

イ 進め方

- i) ブレイン・ストーミングの意義や目的について説明する。
- ii) 討議するテーマについて問題提起する。テーマはわかりやすい文で表現する（「・・・ためにはどうすればいいか?」「・・・となっている原因」等）。
- iii) 少人数のグループを作成し、司会や記録などの役割を決める。
- iv) 次の4つのルールに従い、できるだけたくさん発言し、すべて記録する。司会者は発言しない人が出ないように配慮する。
 - ・出されたアイデアに対しての批判は一切しない。
 - ・突飛なアイデアでもかまわないので思いつくままに出し合う。
 - ・他のアイデアに乗って出されるアイデアも歓迎する。
 - ・「質より量」で、できるだけたくさんの多様なアイデアを出す。
- v) 類似のアイデアをまとめるなど、出されたアイデアを整理する。

④ ディベート

ア 概要・特徴

特定の議題について、一定のルールに従い、肯定・否定の組に分かれて討議を行い、討議を聞いていた第三者によって判定を行う。論理を組み立てるために必要な情報収集の過程でテーマに関する知識を獲得したり、問題について深く考えるきっかけとなる。

イ 進め方

- i) テーマを設定する。肯定・否定のいずれも極端に有利にならないように設定する。

例) スポーツ指導において児童生徒をたたくことは是か非か。
- ii) 参加者全員が参加できるよう参加者を数グループに分け、各グループが肯定・否定のいずれの立場に立つか決定する。
- iii) 肯定側の1グループと否定側1グループで討論を行う。他のグループは司会、審判、記録、計時の役割を分担する。

※討論の展開
テーマの確認→肯定側、否定側それぞれの立論→反対尋問→反ばく→最終弁論
- iv) 判定者による判定を行う。

⑤ ランキング法

ア 概要・特徴

あるテーマについて、10個前後の命題等をカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順序にダイヤモンド型等にランキング（順位付け）して、その根拠等を整理し、その結果について参加者相互が意見交換・討議を実施する。

課題に対する考え方がランキングに現れるため、自己と他者の考え方、とらえ方の違いに気づくことから問題に対する意識の向上を図ることができる。

イ 進め方

- i) テーマの決定及びカードの作成
例) 飲酒運転を防止するために有効な方策は何か。
- ii) カードの配布と参加者によるランキングの実施
- iii) ランキングの結果について、参加者を小グループに分けて話し合いを実施する。
- iv) 話し合いの後自己ランキングの修正をしたり、各自の結果を発表するなどして相互の理解を深める。
- v) 講師による講評、まとめ

※研修手法に関する参考資料

「教職員研修の手引き 2018」

(独立行政法人教職員支援機構作成。独立行政法人教職員支援機構のホームページからダウンロード可能です。)

<https://www.nits.go.jp/materials/text/>

5 評 価

受講者アンケート等を実施し、職員の意識や行動の変化、知識の理解度を測定することにより研修の効果を評価し、次回研修の計画・立案に当たって考慮すること。